

平成27年度 第11回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成28年2月25日（木） 午後2時 開議

- 日程第1 承認事項 会議録の承認について（平成27年度第10回定例会）
- 日程第2 報 告 教育長報告
- 日程第3 議案第29号 宮古島市教育委員会委員長の選挙について
- 日程第4 議案第30号 宮古島市立学校給食共同調理場調理業務等民間委託基本方針について
- 日程第5 議案第31号 宮古島市立学校給食共同調理場調理業務等民間委託業者選定委員会設置要綱について
- 日程第6 議案第32号 宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示について
- 日程第7 議案第33号 宮古島市預かり保育パート補助員要綱の一部を改正する訓令について
- 日程第8 議案第34号 宮古島市立伊良部島小学校・中学校の設置に係る予定地を白紙に戻すことについて
- 日程第9 その他 平成28年度当初予算について
- 日程第10 その他 平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第11 その他 平成27年度卒業式における教育委員会告辞について
- 日程第12 その他

## 議案第 29 号

### 宮古島市教育委員会委員長の選挙について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 2 項の規定に基づく旧法第 12 条第 1 項及び宮古島市教育委員会会議規則（平成 17 年宮古島市教育委員会規則第 2 号）第 2 条の規定により、委員長の選挙について提案する。

平成 28 年 2 月 25 日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

#### 提案理由

平成 28 年 2 月 29 日の委員長任期満了に伴い、委員長の選挙をする必要があるため、本案を提出します。

議案第30号

宮古島市立学校給食共同調理場調理業務等民間委託基本方針について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年2月25日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

調理業務を安全、安心そして安定した運営を行うため、民間事業者の技術力や専門性を活用するなど調理業務の民間委託を推進するには、学校給食調理業務等の民間委託に関する基本方針を策定する必要があるため、本案を提出します。

別紙

## 宮古島市立学校給食共同調理場調理業務等民間委託基本方針（案）

### 1. 方針策定に至る背景

本市の学校給食は、現在、5カ所の共同調理場において、安定的な学校給食の提供を目指し、また、児童生徒の望ましい食習慣形成に向けた給食教育の基盤整備を図りながら、安全・安心で栄養バランスのとれた豊かな給食の提供を実施している。

合併後10年を経過し、本市の財政は、平成28年度から平成32年度まで普通交付税が段階的に減額されることから、行財政改革を推進するため、第二次集中改革プランにおいても民間委託の検討があり、さらに定員管理計画では、学校給食共同調理場の本務調理員の退職不補充が続いており、平成27年度現在の調理業務体制は全調理員49名中、本務調理員は1名であることから、今後、調理等業務を安全に・安心にそして安定した運営を行っていくには、民間事業者の技術力や専門性を活用し調理等業務の民間委託を推進していく必要があります。

これらの状況を踏まえ、本市教育委員会においては、平成26年2月19日の「宮古島市共同調理場運営協議会」による報告を受け、平成26年12月25日には平成26年度第9回教育委員会においても調理業務の民間委託が議決されたところです。

しかし、調理等の業務委託については、法令等の整合性、学校給食の安定的運営及びニーズの向上、業務委託した際の行政責任などを総合的に検討し、特に保護者の皆さんが心配している学校給食の質の低下を招くことがないよう、慎重に取り組んでいく必要があります。

以上のことから、「宮古島市立学校給食共同調理場調理業務等民間委託基本方針」を定めるものです。

### 2. 学校給食調理業務等民間委託の根拠

昭和60年文部省（当時）は、「学校給食の運営の合理化について」通知を行い、設置者は地域の実情等に応じた民間委託等適切な方法により運営の合理化を推進するよう方針を示した。

平成27年度現在の沖縄県10市における民間委託の状況は、全施設委託が浦添市、宜野湾市、糸満市、豊見城市、南城市の5市、一部施設委託が那覇市、うるま市の2市、委託検討中が名護市の1市、直営方針が沖縄市、石垣市の2市となっております。

### 3. 学校給食調理業務の委託する範囲について

学校給食業務の流れは表①【業務区分と業務分担】のとおりであるが、そのう

ち「献立の作成」「食材の調達」「給食指導」といった食材の安全性や地産地消の取り組み・栄養面・食育に関する部分など学校給食の根幹の業務は学校栄養職員を中心に市が責任をもって実施するものとし、委託する業務は「食材の検収」「調理」「配送・回収」「洗浄・消毒及び保管」等の作業部分の業務やそれに付随する給食センターの日常管理業務に限定する事とし、引き続き学校教育の一環である学校給食の目的や意義を果たす事が出来る体制を維持していくこととする。

表①【業務区分と業務分担】

	区 分	宮古島市	委託業者	備 考
1	献立の作成	○		学校栄養士が作成
2	食材の調達	○		食材の購入については市が管理
3	食材の検収	○	○	委託業者と市の両方で確認
4	調理の指示	○		学校栄養士が指示書を作成
5	調理作業		○	指示書に基づき委託業者で実施
6	調理物の検査	○		学校栄養士が実施
7	給食の配缶		○	給食配分表に基づき委託業者で配缶
8	各学校への配送		○	委託業者で実施
9	検食	○		仕上がりを市で確認
10	給食指導	○		学校栄養士が実施
11	各学校からの回収		○	委託業者で実施
12	洗浄・消毒・保管		○	衛生管理マニュアルに基づき受託業者で実施
13	清掃及び日常点検		○	委託業者で実施

#### 4. 安全性の確保と衛生管理について

学校給食では、何よりも安全性の確保と衛生管理が重要であり、調理員等の衛生管理の徹底や委託した業務が適正に履行されているかの確認等、学校給食の安全性の確保及び衛生管理のための必要な項目を仕様書、作業指示等に明記する。また、安全性の確保と衛生管理の徹底のため、仕様書や作業指示等に基づいた指導やチェック体制の整備を行うものとする。

#### 5. 委託業務の基本条件及びポイント

- (1) 市の給食調理場、設備、備品、電気、ガス設備及び上下水道を使用して業務を行う。

- (2) 市が作成した献立に従い調理業務等を行う。
- (3) 市が購入した食材・調味料を使用する。
- (4) 指定した日、時刻に調理業務、配缶、配送等を完了する。
- (5) 衛生管理は厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省の定めた「学校給食衛生管理基準」を遵守する。
- (6) 市が開催する会議等には、市の要請に応じて現場責任者又はこれを補佐する者を参加させる。
- (7) 試食会等に伴う業務等について協力する。
- (8) 調理作業は、調理指示書及び関係法令等に従って行う。
- (9) 「宮古島市学校給食における食物アレルギー対応実施要綱」（平成24年宮古島市教育委員会告示第2号）を遵守すること。
- (10) その他契約書等に基づく事は、市の指示に従う。

## 6. 業務委託の進め方及び実施時期について

- (1) 平良学校給食共同調理場は平成28年8月1日を目途に民間委託をし、城辺地区については施設の老朽化や市全体の学校給食業務の合理化・効率化の観点から、城辺地区学校規模適正化事業の取り組み状況を勘案し、伊良部地区については施設の統廃合を再考しながら当面直営とし10年以内に時期を決定するものとする。
- (2) 実施にあたっては、保護者等関係者へ丁寧な説明を行い、十分な理解を得る。

## 7. 安全性の確保と衛生管理について

学校給食は、安全性の確保と衛生管理が重要であり、調理員等の衛生管理の徹底や委託した業務が適正に履行されているかの確認等の必要な事項を仕様書、作業指示書等に明記し、そのチェック体制の整備を行うものとする

## 8. 受託者の要件

- (1) 受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を十分有していること。
- (2) 学校給食の意義を認識し、学校運営にも協力的であること。
- (3) 危機管理等への対応能力と体制を十分有していること。
- (4) 衛生管理及び調理技術に対する十分な研修体制があること。

## 9. 受託業者の選定方法

- (1) 受託者の選定方法は、プロポーザル方式とする。
- (2) 委託業者の選定にあたっては、教育委員会内に「宮古島市立学校給食共同調理場調理業務等民間委託業者選定委員会（仮称）」を設置する。

## 10. 委託の契約期間

委託の契約期間は、原則3年とする。

## 11. 調理業務等の従事者について

委託業務の履行には、調理業務等の従事者の資質が重要な要素となるので、栄養士・調理師等の有資格者や集団給食・学校給食調理業務等の経験者を一定数確保する。なお、その詳細については、契約書、仕様書等に明記する。

## 12. 評価について

学校給食は、学校教育の一環として児童・生徒に安全に提供されているが、調理業務を民間委託した場合でも同様の対応が求められており、調理業務等の委託内容が円滑に実施されているかのモニタリングや児童、生徒及び教職員に対するアンケート調査等実施し、その内容の評価を行うため、教育委員会に「学校給食調理業務等民間委託評価委員会（仮称）」を設置し、毎年「評価報告書」を作成し、保護者及び市民に公表するものとする。

## 議案第 31 号

宮古島市立学校給食共同調理場調理業務等民間委託業者選定委員会設置要綱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 28 年 2 月 25 日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

### 提案理由

学校給食調理業務等の民間委託に関し、委託事業者を厳正かつ公正に選定するには、委託業者選定委員会を設置する必要があるため、本案を提出します。

別紙

# 宮古島市立学校給食共同調理場調理業務等民間委託業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮古島市立学校給食共同調理場調理業務等民間委託（以下「業務委託」という。）に関する事項を検討し、委託事業者を厳正かつ公平に選定するため、宮古島市立学校給食共同調理場調理業務等民間委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び委員会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) プロポーザル企画提案実施要領（審査基準及び審査表を含む。）の策定に関すること。
- (2) 民間委託仕様書の作成に関すること。
- (3) 企画提案書の審査及び優先交渉権者を決定すること。
- (4) その他教育長が必要とすること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育部長をもって充てる。

3 委員は、企画調整課長、総務課長、財政課長、教育総務課長、学校教育課長、学校給食共同調理場長及び学校栄養職員とする。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員長を含めた委員3分の2以上の出席がなければ開催できない。

3 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の多数をもって決する。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、事案に関する者を委員会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(会議の非公開)

第7条 会議は、非公開とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部学校給食共同調理場において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第 3 2 号

宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 2 8 年 2 月 2 5 日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市立幼稚園預かり保育の実施園を変更するには、要綱の改正をする必要があるため、本案を提出します。

別紙

## 宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示

宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱（平成27年宮古島市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書きを加える。

ただし、実施園が休園している場合は、教育委員会が指定する幼稚園で実施するものとする。

### 附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 33 号

宮古島市預かり保育パート補助員要綱の一部を改正する訓令について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成 28 年 2 月 25 日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市立幼稚園預かり保育の実施時間を変更するには、要綱を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

## 宮古島市預かり保育パート補助員要綱の一部を改正する訓令

宮古島市預かり保育パート補助員要綱（平成26年宮古島市教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「2時間」を「3時間」に、「午後4時45分から午後6時45分」を「午後3時15分から午後6時15分」に改め、同条第2号中「午後2時45分から午後6時45分」を「午後2時15分から午後6時15分」に改める。

第6条第1項第1号中「2時間」を「3時間」に改める。

### 附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

## 議案第34号

宮古島市立伊良部島小学校・中学校の設置に係る予定地を白紙に戻すこと  
について

次のとおり宮古島市立伊良部島小学校・中学校の設置に係る予定地を白紙に戻すことについて、議決を求める。

### 記

設置予定地 宮古島市伊良部字前里添出原川1102-1 他10筆

平成28年2月25日

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

### 提案理由

当初の設置予定地は、平成27年2月26日第11回教育委員会定例会で用地選定委員会の審議結果を考慮し、予定地を選定し可決しました。

その後、予定地の高低差が激しく施設配置にも不向きのため、平成27年9月25日第6回教育委員会定例会に調整案を提示し調整案の了承を得ました。

しかし、了承された土地の取得が困難となり、予定地を白紙に戻す必要があるため、本案を提出します。